

第1章 立地適正化計画とは

1-1 立地適正化計画制度について

急速に進む人口減少や少子高齢化の中で、住民にとって安心して快適な生活環境の実現や持続可能な都市経営を可能とするために、2014年8月に都市再生特別措置法の改正によって「立地適正化計画」が制度化されて、効率的・効果的なまちづくりに向けた取組を推進するものとなりました。

本計画はこうした背景を踏まえて、医療・福祉・商業施設や住居等の集約及び公共交通の充実等により将来にわたり持続可能な都市構造の実現を目指すものです。

【立地適正化計画での記載事項】

立地適正化計画では、主に次の事項を定める必要があります。

立地適正化計画の区域

都市計画区域全体（甲府都市計画区域、笛吹川都市計画区域）が対象となります。

立地適正化計画に関する基本的な方針

計画により目指すべき都市の骨格構造を整理します。

都市機能誘導区域

福祉、医療、商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

誘導施設

都市機能誘導区域毎に地域の人口特性等に応じて必要な都市機能を検討して、立地を誘導すべき施設を定めます。

居住誘導区域

一定のエリアにおいて、生活サービスや公共施設等が持続的に確保されるよう居住を誘導して、人口密度を維持する区域です。

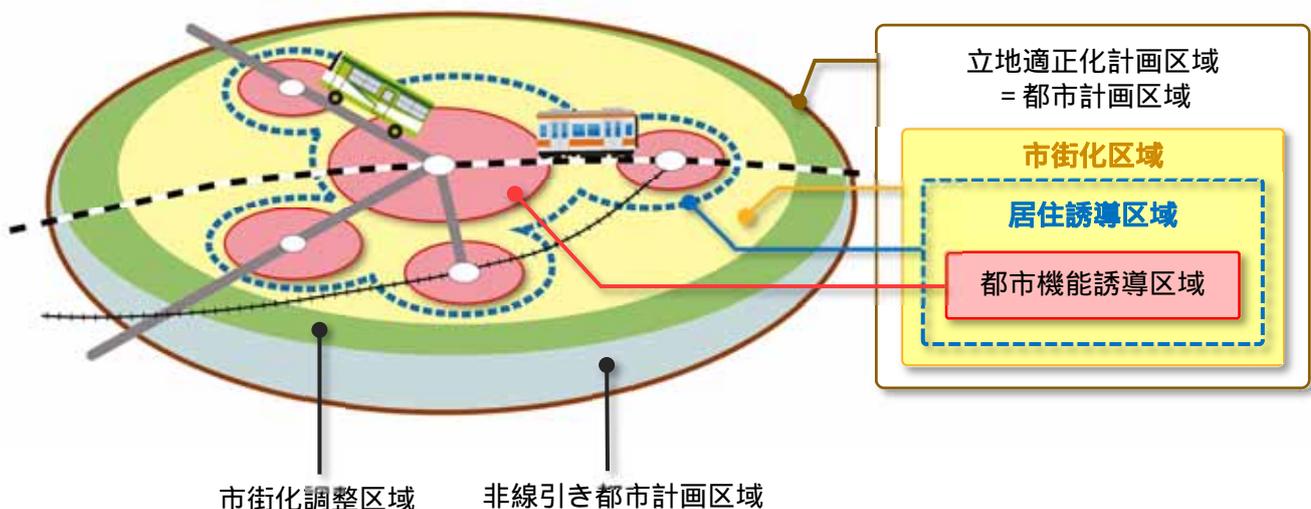
誘導施策

都市機能や居住の誘導を図るために必要な施策を整理します。

目標値の設定・評価方法

施策等の達成状況を評価・分析するための目標値と方法について整理します。

図 立地適正化計画における各区域の関係性

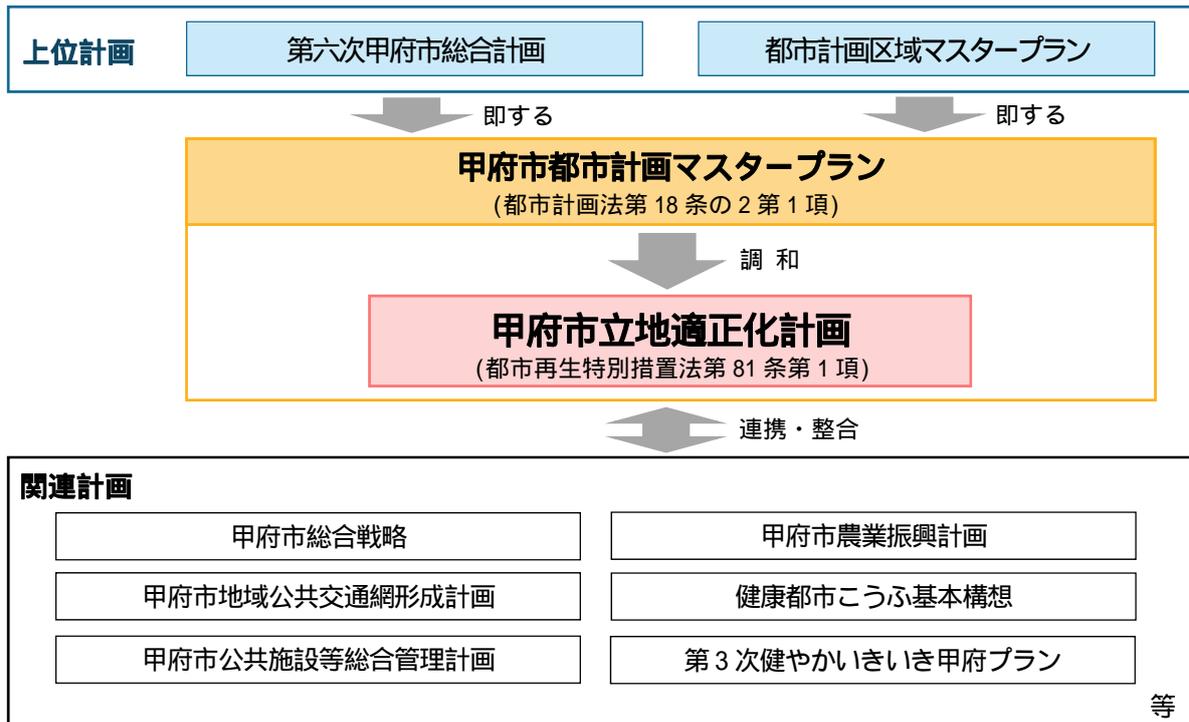


1 - 2 位置付け

本計画は、医療、福祉、商業施設等の都市機能、居住、公共交通等に関する包括的な計画で、都市全体を見渡したマスタープランとして位置付けられる甲府市都市計画マスタープラン（以下「市マス」という。）の方針を具体的に取り組むための計画です。

計画の推進に際しては、本市の市政全般の指針となる「第六次甲府市総合計画」などに即するとともに、関連する各種計画との連携や整合を図ります。

図 甲府市立地適正化計画の位置付け



1 - 3 計画期間

本計画は、市マスの一部となる計画であることから、20年先の将来的なまちづくりを見据えながらも、市マスと同様に2027年（リニア開業年）を短中期の目標年次とします。

また、策定後は5年ごとに計画の進捗状況の把握や検証を行うことを基本として、今後の総合計画や市マスの改定等と整合させながら、必要に応じて、見直しや変更を行います。

図 計画期間



1-4 計画対象区域

本市は、「甲府都市計画区域」と「笛吹川都市計画区域」にまたがっており、この2つの区域を併せた都市計画区域を本計画の対象区域とします。

また、コンパクト・プラス・ネットワークを推進するため、市街化区域内は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定や維持・充実を図る公共交通網を設定します。その他の区域は、公共交通ネットワークの形成を推進します。

図 計画対象区域

